

我孫子市 子どもの読書活動推進計画 について



我孫子市民図書館

計画策定の背景

国

平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定により、都道府県及び市町村は「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。平成25年5月には「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定めています。

県

平成27年3月には、市町村の指針となる「第三次子どもの読書活動推進計画」を策定しました。県内の実情を踏まえ、平成31年度末までに、市にあっては100%、町村にあっては70%の策定率を目指しています。

市

国や県の指針を受けて、市でも平成29年度、市内保育園・小学校・中学校・高校において読書についてのアンケートを実施。平成30年度に第一次となる「我孫子市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

計画の位置づけ

国

子どもの読書活動の推進に関する法律
↓
第三次子どもの読書活動の推進に関する
基本的な計画

市

- ・我孫子市第三次総合計画
- ・我孫子市教育大綱
- ・我孫子市教育振興基本計画

県

第三次千葉県子どもの
読書活動推進計画

市町村が子どもの読書活動
推進計画を策定する際の指針

我孫子市子どもの読書活動推進計画

【部門別計画】

- ・第三次生涯学習推進計画
- ・こども総合計画

基本方針

本市で育つすべての子どもたちが、読書の楽しさを知り、自ら考え、課題解決できる自立した人間に成長し、豊かな人生が送れるよう、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができる環境を整え、市民図書館、学校及び関係機関等が連携し、子どもの読書活動推進に努めます。
そのために次の4点を基本方針として取り組みます。

1 子どもの自主的な読書活動を支える読書環境の整備・充実

- ・年齢別おはなし会の開催
- ・市民スタッフの育成・フォローアップ制度の実施
- ・子ども関係施設への団体貸出の推進等

2 家庭や地域との連携・協力による読書に親しむ機会の充実

- ・出前おはなし会の開催
- ・読み聞かせボランティアの育成・支援等

3 学校図書館との連携による、自主的な読書活動支援体制の整備

- ・学校図書館支援センターの設立
- ・書籍物流便の確保
- ・学校図書館・市民図書館連絡会議の実施等

4 子どもの読書活動に関する社会啓発や広報の推進

- ・よむよむラリーの実施
- ・たんた新聞、ブックリスト、読書ノートの配布等

計画策定にあたって

目 的

我孫子市の現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、家庭、地域、市民図書館、学校図書館、保育園等における子どもの読書環境の整備・充実を図るとともに、相互の連携を深め、読書活動の推進が子どもが健やかに成長し自ら考え課題解決でき、自立した人生を送る手助けになることを目的とします。

対 象

0歳から18歳までの子ども。

計画期間

2019年(平成31年)度から2023年(平成35年)度まで。

策定体制

事務局を図書館に置き、庁内策定委員会を設置します。また、定例教育委員会、総合教育会議、生涯学習審議会等に諮り、パブリックコメントを実施します。